

令和 7 年 第 212 号



資料の存在及び収納密封保存に関する

事実実験公正証書

本職は、令和 7 年 8 月 22 日、嘱託人竹内祐樹の下記
嘱託の趣旨に基づき、嘱託人が同日現在保有する資料
が存在し、これらを収納密封保存することに関し、そ
の収納密封保存現場に立会い目撃した事実を録取して、
この証書を作成する。

嘱 託 の 趣 旨

嘱託人は、嘱託人が取得済みの特許に関し、将来紛
争が生じた場合に備えるため作成した文書及びそのデ
ータを収納した記憶装置が現時点で存在すること、お
よびこれらを収納密封保存したことの証明のため、公
証人において、その作業現場に立会いの上、目撃見分
した事実を録取した公正証書を作成されたい。

見分の経過とその結果

本職は、令和 7 年 8 月 22 日午前 11 時頃、東京都
千代田区麴町 4-4-7 所在麴町公証役場において、
嘱託人竹内祐樹が、下記の処置を実行するのを目撃した。

記

1 嘱託人は、本職に対し、①「『構成的一致型著作物の完全防衛原典：AI・人類・国家・表現・時代を超えて模倣不能とする全構造封鎖型著作物』－単体から複数複合、未来AIによる再設計まで完全封鎖する構成知財の全記述体系－」と題する冊子一冊、②「第10章 各種ログ・UI・実装言語における侵害検出－Web/スマホ/SaaS/APIの照合ルールと技術定義－」と題する冊子一冊、③「【構成的一致型著作物における代表ソースコード一覧】」と題する冊子一冊、④「【発明の名称】：出願日・令和3年4月15日 定期発生ポイントの循環管理方法・循環管理プログラム、および循環管理システム」と題する冊子一冊、⑤「【図面2】データベース140のデータ構成図」と題する冊子一冊、⑥「整理番号NZ2510566 特願2025-070847(Proof) 提出日：令和7年4月22日」と題する冊子一冊、⑦「出願日：令和7年7月26日 【発明の名称】情報処理装置、情報処理プログラム、及び情報処理システム」と題する冊子一冊、⑧「【図面6】の正式名称と概要 【図6】ライセンス契約誘導の機能構成を示す図」と題する冊子一冊、

⑨「受領書」と題する冊子一冊、⑩「『構成的一致型著作物の完全防衛原典：AI・人類・国家・表現・時代を超えて模倣不能とする全構造封鎖型著作物』－単体から複数複合、未来AIによる再設計まで完全封鎖する構成知財の全記述体系－～著作権の権利範囲とその解説について～」と題する冊子一冊、⑪「公証役場提出添付資料一式（公正証書）」と題する冊子一冊、⑫「公証役場提出用 添付資料」と題する冊子一冊及び⑬記憶装置（U S B）１個を順次提示した。

2 嘱託人は、これら計１３点は、嘱託人が取得済みの特許に関し、将来紛争が生じた場合に備えるため作成した文書及びそのデータを収納した記憶装置（U S B）である旨説明した。

なお、①ないし⑧の各冊子には、それぞれ「２０２５年８月１４日福岡県北九州市八幡西区引野２－８－１８竹内祐樹」の署名と「竹内」の押印及び「２０２５年８月１４日福岡県北九州市小倉北区三郎丸２－２－１５竹内健一」の署名と「竹内」の押印があり、⑨及び⑩には、それぞれ「２０２５年８

月 1 8 日福岡県北九州市八幡西区引野 2 - 8 - 1 8

竹内祐樹」の署名と「竹内」の押印及び「2 0 2 5

年 8 月 1 8 日福岡県北九州市小倉北区三郎丸 2 - 2

- 1 5 竹内健一」の署名と「竹内」の押印があり、

⑪及び⑫には、それぞれ「2 0 2 5 年 8 月 2 1 日福

岡県北九州市八幡西区引野 2 - 8 - 1 8 竹内祐樹」

の署名と「竹内」の押印及び「2 0 2 5 年 8 月 2 1

日福岡県北九州市小倉北区三郎丸 2 - 2 - 1 5 竹内

健一」の署名と「竹内」の押印があり、かつ、①な

いし⑧には令和 7 年 8 月 1 4 日付の、⑨及び⑩には

令和 7 年 8 月 1 8 日付の、⑪及び⑫には令和 7 年 8

月 2 1 日付の、各公証人による確定日付が付されて

いる。

3 次に、囑託人は、上記の計 1 3 点を、持参した段

ボール箱（段ボール番号PK003）に封入方式で格納し

た上、持参した包装用粘着テープで包装し、その包

装部分に同人が封印したので、本職も同様これらに

職印を用いて封印を施した。これにより封印を施し

た包装用粘着テープを破損しない限り、上記各段ボ

ール箱内の冊子及び記憶装置を取り出すことは不可

1 能な状態となった。

2 以上により、嘱託人は、嘱託人及び本職が封印した
3 状態のままの上記冊子及び記憶装置（U S B）計点在
4 中の段ボール箱 3 箱（段ボール番号PK003）を保管する
5 ものである。

6 本 旨 外 要 件

7 住 所 福岡県北九州市八幡西区引野 2 - 8 - 1 8

8 職 業 会社役員

9 嘱託人 竹 内 祐 樹

10 昭和 6 0 年 3 月 1 9 日生

11 上記は、運転免許証の提示により人違いでないことを
12 証明させた。

13 前記各事項を嘱託人に閲覧かつ読み聞かせたところ、
14 その正確なことを承認し、次に署名捺印する。

15 嘱託人 竹 内 祐 樹 ㊞

16 この証書は、本職が、令和 7 年 8 月 2 2 日、本職役場
17 において、法律の規定に従って作成し、次に署名捺印
18 する。

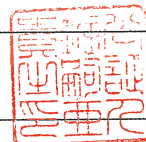
19 東京都千代田区麴町 4 丁目 4 番 7 号

20 東京法務局所属

	(公)	(証)	(人)	(役)	(場)
1	公 証 人				
2	堀				
3	嗣 亜 貴 印				
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

公 証

	(公)	(証)	(人)	(役)	(場)
1	この謄本は、令和7年8月22日本職役場において原				
2	本に基づき作成した。				
3	東京都千代田区麹町4丁目4番7号				
4	東京法務局所属				
5	公証人	北 村 正 実			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					



公証